

利用後の手続きについて

1 利用を取りやめる場合

利用を取りやめる場合は、認可保育園等と同様に**退（休）園届**をお住まいの地区の総合支所区民課保健福祉係まで提出してください。**また、利用している事業者にも必ず連絡をしてください。**

内容	提出書類	提出期限
利用を取りやめる 【例】インターナショナルスクール等に入園する、退職等により家庭でお子さんを保育できるようになった場合等	退（休）園届 （港区公式ホームページからダウンロード可能） ※退園と同時に認可保育園等の入園申込みも取下げる場合、別途「取下届」もご提出ください。	利用の取りやめを決定次第。 <u>利用を取りやめる月の前月25日までに区に提出。</u> <u>合わせて事業者にも必ず連絡してください</u>
利用を停止する（※1） 【例】お子さんの病気や怪我（※2）、弟妹の出産（※3）により、月の初めから1か月以上休む等	退（休）園届（※2） （港区公式ホームページからダウンロード可能）	休園する月の前月末日まで

- ※1 サービスの停止は、認可保育園等の休園と同等の取り扱いとなります。
- ※2 病気や怪我を理由に1か月以上休む場合は、診断書等の提出が必要になります。その場合の休園期間は診断書に記載された療養期間です。
- ※3 弟妹の出産を理由に1か月以上休む場合は、母子手帳の写しの提出が必要になります。出産認定の期間中に休園を開始した場合に限り、休園期間は最大5か月（多胎児の場合は最大7か月）です。ただし、育児休業を取得する場合は、育児休業開始日の前日で利用終了となります。

2 待機児童向け居宅訪問型保育事業から認可保育園等への入園申込みについて

当事業は待機児童を対象としており、居宅訪問型保育事業の利用開始後も引き続き、認可保育園、認定こども園、港区保育室及び小規模保育事業所の入園を希望されている方が対象です。そのため、**入園申込みの上位希望園を継続して利用調整します。**認可保育園等の入園申込みの期限を迎える場合は、下記に注意し、**認可保育園等の入園申込みに必要な書類一式**を、お住まいの地区の総合支所区民課保健福祉係まで提出してください。

認可保育園等の入園申込みの期限を迎え、新たに入園申込みをする際の注意事項	提出書類
・入園の申込みの有効期限月の翌月入園の締切日までに申請してください。 ・事業利用中に提出されている書類の内容によっては、追加で書類の提出を求めることがあります。 ・入園申込みは、申込みをした年度の3月入園分まで有効です。翌年度も引き続き利用を希望する場合は、再度入園申込みに必要な書類一式が必要です。 ・ 認可保育園等への入園が内定した場合、認可保育園等の内定を辞退しても、居宅の利用を継続することはできません。認可保育園等の入園前の面接・健康診断を内定した月の前月末日までに受けられない場合、当事業は利用終了となります	認可保育園等の入園申込みに必要な書類一式 （「保育園入園のご案内」の8～9ページ参照）

お問い合わせ先について

保育の内容についてのご質問は、下記までお問い合わせください。

事業者名	電話番号（フリーダイヤル）
株式会社ポピンズファミリーケア	0120-272-100
株式会社アルファコーポレーション	0120-086-720

提出書類など、申し込みについてのご質問はお住まいの地区の総合支所区民課保健福祉係までお問い合わせください。

総合支所名	電話番号	FAX 番号
芝地区総合支所	3578-3161	3578-3183
麻布地区総合支所	5114-8822	3583-0892
赤坂地区総合支所	5413-7276	3402-8192
高輪地区総合支所	5421-7085	5421-7613
芝浦港南地区総合支所	6400-0022	5445-4590

待機児童向け居宅訪問型保育事業のご案内

港区では、待機児童対策として、認可保育園等へ入園することができなかったお子さんを対象に居宅訪問型保育事業を実施しています。

居宅訪問型保育事業とは、0歳児（57日を過ぎた翌月の1日）から2歳児までを対象に、保護者の自宅にベビーシッターを派遣し、1対1の保育を実施する事業です。

運営事業者

事業者名	株式会社ポピンズファミリーケア	株式会社アルファコーポレーション
種別	居宅訪問型事業（認可事業者）	居宅訪問型事業（認可事業者）
事業の名称	ポピンズナニーサービス	アルファ・ナニー
園コード	001202	001203

待機児童向け居宅訪問型保育事業について

- ・お子さんお一人に対して、ベビーシッター複数名の体制を組み、ローテーションで保育にあたります。
- ・季節に合わせた保育を行います。
- ・お子さんの体調や気候を見ながら、外出が可能な場合には戸外で遊びます。

（過ごし方の例）※あくまで目安であり、ご家庭やお子さんの状況により異なります。

時間	0歳児	1・2歳児
7:15	引き継ぎ（健康観察） 自由あそび	引き継ぎ（健康観察） 自由あそび
8:00		
9:00	おやつ（幼児食移行後）	おやつ
10:00	室内あそび・戸外あそび 食事準備・離乳食・授乳	戸外遊びや制作遊び
11:00		昼食
12:00	睡眠 授乳	着替え 睡眠
13:00		
14:00		
15:00	おやつ（幼児食移行後）	おやつ
16:00		戸外遊びや制作遊び
17:00	順次保護者の帰宅に伴い引き渡し	順次保護者の帰宅に伴い引き渡し
18:00	（延長の場合） 離乳食・授乳 ゆったりと過ごす 順次引き渡し	（延長の場合） ゆったりと過ごす 順次引き渡し

※食事やおやつ、飲み物はあらかじめ保護者にご準備していただきます。
※1日の保育内容についてはベビーシッターに一任されます。**送迎やお散歩等の指示はできません。**

利用対象者

- ・認可保育園等の入園申込みをし、2園以上（生後3か月未満の場合は57日園を2園以上）希望したが、非内定となり、引き続き認可保育園等の入園を引き続き希望する方

※以下の方は利用対象とはなりません。

- ①3歳児クラス以上の方
- ②認可保育園等への入園の申し込みをしていない方
- ③認可保育園等が内定した方（内定辞退を含む）
- ④居宅訪問型保育事業利用中に育児休業を取得する方（育児休業開始日の前日で利用終了となります。）
- ⑤障害や疾病があるお子さん、発育・発達に心配があるお子さんは、利用が出来ない場合があります。

保育時間

短時間認定	9：00～17：00（最大8時間）
標準時間認定	7：15～18：15（最大11時間）
延長保育	20：15 まで（※1）
延長保育対象月齢	生後 57 日を過ぎた日の翌月 1 日から
利用できない日	日曜・祝日・年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）（※2）

※1 延長保育をご利用の場合、事前に各事業者への申請が必要になります。

※2 お子さんとベビーシッターの1対1の保育が可能な環境が確保されていることが必要です。

※3 居宅内就労、障害、疾病等、在宅で保育の認定がある場合を除き、保護者が在宅している場合は保育を行いません。仕事等から帰宅された時点で保育は終了となります。保護者が体調不良のためご在宅の場合も、保育はできません。

申込みに必要な書類

認可保育園等の入園申込みに必要な書類一式（保育園入園のごあんない 8・9 ページ参照）

※保育所入所等申込書の「希望する保育所等」に希望する居宅事業者名を記入、認可保育園等の申込みに関する確認書の「待機児童向け居宅訪問型保育事業に申込みをされた方」の該当欄をチェックします。

※既に認可保育園等の入園申込みをしている方は、「申請内容変更届」に希望する居宅事業者名を追加し、改めて確認書を添付の上、届出ください。

申込み以降の流れ



利用者負担額（保育料）

・基本保育料は、認可保育園等の保育料と同額です（保育園入園のごあんない 22～25 ページ参照）。

・延長保育料は、直接事業者にお問い合わせください。（月に10回以上延長保育をご利用の場合、11回目以降は無料となります。）

よくある質問

Q1：希望園を2園以上決める際に、港区保育室を対象に含めることは可能ですか。

A1：可能です。「港区内認可保育園等一覧」に掲載されている施設であれば対象となります。

Q2：利用開始前に、認可保育園等と同じように健康診断等を受ける必要はありますか。

A2：原則ありません。

Q3：翌月の利用時間や延長保育の申請等はいつまでにすれば良いですか。

A3：前月10日から末日までに事業者へ変更の旨を申請する必要があります。詳しくは事業者へお尋ねください。また、保育の利用要件が満たされない時間帯はご利用いただけません。

Q4：「ベビーシッター複数名の体制で保育にあたる」とありますが、ベビーシッターの指名は可能ですか。

A4：ベビーシッターの選定は事業者に一任されますので、指名はできません。
ご意見等ある場合は各事業者までご相談ください。1日につき2～3名以上のベビーシッターが入らせていただく場合があります。

Q5：保育の開始、終了時の場所を指定することは可能ですか。（自宅で預け始め、引き渡しの際は自宅の最寄り駅で行う等）

A5：保育の開始、終了については保護者のご自宅以外の場所ではお引き受けできません。
また、引き渡しは保護者、または保護者からあらかじめ指定された成人以上の方に限ります。

Q6：食事やおやつは用意してもらえますか。

A6：食事やおやつ、飲み物は保護者にあらかじめご準備していただきます。
また、簡単な温めを除き、お子さんの食事の調理は安全管理上お断りさせていただいております。

Q7：家事やペットの世話等を保育と同時にしてもらうことは可能ですか。

A7：お子さんの保育以外の家事や入浴介助等を承ることはできません。
また、ペットがいる環境での保育は可能ですが、事前に必ず申請いただき、保育時間内はケージ内で飼育をお願いします。ペットの世話を承ることもできません。

Q8：居宅訪問型保育事業を利用しながら、病児・病後児保育室を利用することは可能ですか。

A8：可能です。ご利用のためには事前の申請が必要になります。詳しくは港区公式ホームページにて、「病児・病後児保育室」のページをご確認ください。

Q9：戸締りについてはどうなりますか。

A9：原則として、自宅のカギをベビーシッターに預けていただきます。

Q10：兄弟同時申請の場合の条件設定で「同時同園入所以外不可」を選択することはできますか。

A10：本事業は認可保育園等に入園することができなかったお子さんを対象としています。「待機児童向け居宅訪問型保育事業」を含めている場合、「同時同園入所以外不可」を選択することはできません。また、利用開始後に再度認可保育園等の申込みをする場合についても同様です。